○南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱

平成２０年３月６日
告示第２３号

（趣旨）

第１条　この告示は、住民のアスベストによる被害を未然に防止するため、既存建築物の所有者等が行うアスベスト改修事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成１５年南アルプス市規則第４３号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　吹付けアスベスト等　吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が、当該建築材料の重量の０．１パーセントを超えるものをいう。

（２）　補助対象建築物　本市の区域内に存する建築物（付属する電気室、機械室等を含む。）をいう。ただし、除却する予定のものを除く。

（３）　敷地　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１条第１号に規定する敷地をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることのできる者は、市内に補助対象建築物を所有する所有者等で、市税を滞納していないものとする。

（補助対象事業及び補助金額）

第４条　補助金の交付を受けることのできる対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物に係る次に掲げる事業とする。ただし、既にこの告示により補助金の交付を受けている事業又は国若しくは地方公共団体からこの告示と同様の補助金の交付を受けている事業は除く。

（１）　調査事業　吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査

（２）　除去等事業　吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み

２　補助金の交付の対象となる対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	対象経費	補助金額
調査事業	補助対象建築物が存する敷地における調査事業に要する費用を合計した額	補助対象経費の１０分の１０以内の額とする。ただし、２５万円を上限とする。

除去等事業	補助対象建築物が存する敷地における除去等事業に要する費用を合計した額	補助対象経費の３分の２以内の額とする。ただし、４００万円を上限とする。

３　前項で定める補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請及び交付決定）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添え市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の審査により補助金を交付すべきでないと認めたときは、アスベスト飛散防止対策事業費補助金不交付通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更、中止又は廃止）

第６条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をするときは、速やかにアスベスト飛散防止対策事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第４号）に関係書類を添え市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、アスベスト飛散防止対策事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第５号）により変更、中止又は廃止を承認したことを当該補助事業者に通知するものとする。

（完了期日の変更の報告）

第７条　補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難なときは、速やかにアスベスト飛散防止対策事業完了期日変更報告書（様式第６号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（完了実績報告）

第８条　補助事業者は、補助対象事業の完了したときから起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月末日のいずれか早い期日までに、アスベスト飛散防止対策事業完了実績報告書（様式第７号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付確定通知書（様式第８号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１０条　補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して１０日以内にアスベスト飛散防止対策事業費補助金支払請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、工事の契約を締結した施工業者に委任する場合（以下この条において「受領委任払」という。）は、アスベスト飛散防止対策事業費補助金受領委任払請求書（様式第９号の２）によるものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。この場合において、受領委任払により工事の契約を締結した施工業者に補助金の交付があったときは、補助事業者に補助金の交付があったものとみなす。

（補助金の取消し）

第１１条　市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（１）　偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金の交付決定内容、これに付した条件に違反したとき。

（３）　この告示及び補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１２条　市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、アスベスト飛散防止対策事業費補助金返還命令書（様式第１１号）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（立入り検査等）

第１３条　市長は、補助金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に補助対象建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

２　市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な措置をとることを命じるものとする。

（書類の整理等）

第１４条　補助事業者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき交付決定された補助金に係る第１１条の補助金の取消し、第１２条の補助金の返還及び第１４条の書類の整理等の規定は、この告示の失効後も、なお効力を有する。

附　則（平成２１年１月２８日告示第４号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２８日告示第１３７号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年３月２２日告示第６６号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、第２条の規定による改正前の南アルプス市防犯灯設置事業費補助金交付要綱、第３条の規定による改正前の南アルプス市市民税減免要綱、第４条の規定による改正前の南アルプス市市税延滞金減免要綱、第５条の規定による改正前の南アルプス市市税滞納処分執行停止事務取扱要綱、第６条の規定による改正前の南アルプス市高等技能訓練促進費等事業実施要綱、第７条の規定による改正前の南アルプス市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、第８条の規定による改正前の南アルプス市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱、第９条の規定による改正前の南アルプス市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱、第１０条の規定による改正前の南アルプス市国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱、第１１条の規定による改正前の南アルプス市介護保険給付制限等事務取扱要綱、第１２条の規定による改正前の南アルプス市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い制度実施要綱、第１３条の規定による改正前の南アルプス市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い制度実施要綱、第１４条の規定による改正前の南アルプス市未熟児養育医療給付実施要綱、第１５条の規定による改正前の南アルプス市粗大

ごみ運搬支援事業実施要綱及び第１６条の規定による改正前の南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和４年７月２０日告示第１５２号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年３月１７日告示第４８号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年　　月　　日

(あて先)南アルプス市長

申 請 者　住　所
氏　名　　㊞
(法人の場合は担当者名　　)
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請書

南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

なお、補助対象建築物の所在及び所有関係を確認するために南アルプス市が住民基本台帳、固定資産課税台帳等について照合を行うことに同意します。

1　事業の内容

2　事業の着手予定年月日　　年　　月　　日

3　事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

4　補助対象建築物の棟数　　棟

5　調査事業又は除去等事業の対象面積　　概ね　　m^2

6　交付申請額　　円

7　交付申請額の算出方法等

補助対象経費の額　A		円
補助基本額　B	調査事業の場合 (B＝A×10／10)	円
	除去等事業の場合 (B＝A×2／3)	円
補助限度額　C	調査事業の場合	250,000円
	除去等事業の場合	4,000,000円
交付申請額(B又はCのいずれか少ない額)		円

(注)　1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

8　補助対象建築物の概要(1棟毎に記入して下さい。)

棟番号(　　)

名称		
所在地		
用途		
構造・規模	構造	造
	階数	地上　　階　　地下　　階
	延べ面積	㎡
調査事業又は除去等事業を行う場所(室名等)		
調査事業又は除去等事業の対象面積		概ね　　㎡

(注)　補助対象建築物の棟数が2棟以上の場合は、コピーして記入し、添付してください。

9　添付書類

(1)　位置図(補助対象建築物の敷地の位置がわかるもの)

(2)　配置図(補助対象建築物の位置がわかるもの)

(3)　平面図(調査事業又は除去等事業を行う場所がわかるもの)

(4)　現況写真(補助対象建築物外観、調査事業又は除去等事業を行う場所同所の吹付けアスベストの状況が判断できるもの)

(5)　吹付けアスベスト等の存在を証明する調査結果報告書の写し(除去等事業の場合)

(6)　調査仕様又は工事仕様のわかる書類及び見積書

(7)　市税納税証明書

(8)　申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本

(9)　区分所有者の団体又は管理者の場合は、組合規約及び当該申請に係る議事録

(10)　その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

申請者
住　所
氏　名　　様

南アルプス市長　　印

アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで、申請のあったアスベスト飛散防止対策事業費補助金申請について、次のとおり交付決定したので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

1　事業の内容
2　交付決定額　　円
3　補助対象建築物の名称
4　補助対象建築物の所在地
5　その他の内容　　補助金交付申請書のとおり
6　補助の条件
(1)　補助金の交付決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行ってください。
(2)　補助対象事業を変更、中止又は廃止するときは、速やかに市長に申請し、その承認を受けてください。
(3)　補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けてください。
(4)　補助対象建築物は、補助対象事業完了後少なくとも5年間は除却することができません。ただし、公益上の理由その他特別の理由があり市長がこれを認めたときは、この限りではありません。
(5)　次に掲げる事項に該当するときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。
①　虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
②　交付を受けた補助金を他用途に使用したとき。
③　交付決定の内容又は付された条件等に違反したとき。
④　補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。
(6)　補助金の執行の適正を期するため、必要がある場合は立入検査等を実施します。

様式第3号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

申請者
住　所
氏　名　　様

南アルプス市長　　印

アスベスト飛散防止対策事業費補助金不交付通知書

年　　月　　日付けで、申請のあったアスベスト飛散防止対策事業費補助金申請について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

補助金を交付しない理由

(教示)
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求することができます。

様式第4号(第6条関係)

年　　月　　日

(あて先)南アルプス市長

申 請 者　住　所
氏　名　　㊞
(法人の場合は担当者名　　)
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)承認申請書

年　　月　　日付け第　　―　　号により補助金の交付決定を受けたアスベスト飛散防止対策事業を(変更・中止・廃止)したいので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

1　補助の内容

2　補助対象建築物の所在地

3　(変更・中止・廃止)する補助対象建築物の名称

4　(変更・中止・廃止)する内容及びその理由

5　中止の期間及び再開の時期(廃止の時期)

6　添付書類(変更の場合)
(1)　別紙
(2)　補助金交付申請書に添付した書類のうち変更に係わるもの(変更前後の対比がわかるもの)

(注1)　1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。
(注2)　変更の場合、2、3及び4は「別紙のとおり」と記入して下さい。

別紙

1　補助対象事業の概要

事業の期間		（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日） 　　年　　月　　日～　　年　　月　　日	
補助対象建築物の棟数		（　　棟） 　　棟	
調査事業又は除去等事業の対象面積		（　　㎡） 　　㎡	
交付申請額		（　　円） 　　円	
交付申請額の算出方法等	補助対象経費の額　A	（　　円） 　　円	
	補助基本額B　調査事業の場合（B＝A×10／10）	（　　円） 　　円	
	補助基本額B　除去等事業の場合（B＝A×2／3）	（　　円） 　　円	
	補助限度額C　調査事業の場合	250,000円	
	補助限度額C　除去等事業の場合	4,000,000円	
	交付申請額（B又はCのいずれか少ない額）	（　　円） 　　円	

（注）　上段に括弧書きで変更前の、下段に変更後の額等を記入してください。

2　変更の項目、内容及び理由

補助対象建築物名称	変更項目	変更前	変更後	変更理由

様式第5号(第6条関係)

第　　号
年　　月　　日

申請者
住　所
氏　名　　様

南アルプス市長　　印

アスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)承認通知書

年　　月　　日付けで、申請のあったアスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)について、次のとおり承認したので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1　補助の内容

2　変更交付決定額
円(差引き増減額　　円)

3　承認の内容

4　承認の理由

様式第6号(第7条関係)

年　　月　　日

アスベスト飛散防止対策事業完了期日変更報告書

(あて先)南アルプス市長

申請者　住　　所
氏　　名　　㊞
(法人の場合は担当者名　　)
電話番号

年　　月　　日付け第　　―　　号で補助金の交付決定を受けたアスベスト飛散防止対策事業の完了期日を変更したいので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

1　補助の内容

2　補助対象建築物の所在地

3　交付決定通知に付された事業の完了期日
年　　月　　日

4　変更すべき事業の完了期日
年　　月　　日

5　変更の理由

6　添付書類
(1)　工程表
(2)　写真等工事の進捗状況を把握できるもの

(注)　1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

様式第7号(第8条関係)

年　　月　　日

(あて先)南アルプス市長

申請者　住　　所
氏　　名　　㊞
(法人の場合は担当者名　　)
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業完了実績報告書

年　　月　　日付け第　　―　　号で補助金の交付決定を受けたアスベスト飛散防止対策事業が完了したので、南アルプス市補助金等交付要綱第8条の規定により報告します。

1　事業の内容

2　補助対象建築物の所在地

3　補助金の交付決定額及び精算額
補助金の交付決定額　　円
補助金の精算額　　円

4　精算額の算出方法等

補助対象経費の額　A		円
補助基本額　B	調査事業の場合 (B＝A×10／10)	円
	除去等事業の場合 (B＝A×2／3)	円
補助限度額　C	調査事業の場合	250,000円
	除去等事業の場合	4,000,000円
精算額(B又はCのいずれか少ない額)		円

5　補助対象事業の実施期間
自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

6　調査事業又は除去等事業の対象面積　　m^2

7　添付書類

(1)　補助金交付決定通知書及び変更承認通知書(変更がある場合)の写し

(2)　調査結果報告書の写し(調査事業の場合)

(3)　主任技術者及び石綿作業主任者の署名の入った工事結果報告書(除去等事業の場合)(別紙)

(4)　事業実施写真(工事着手前及び完了後の状況が対比してわかるもの。調査事業にあっては分析標本の採集中のもの。)

(5)　工事契約書(除去等事業の場合)及び領収書の写し

(6)　大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法又は石綿障害予防規則に基づき必要に応じて提出した届出書の写し

(7)　その他市長が必要と認める書類

(注)　1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

別紙

工　事　結　果　報　告　書

次の建築物については、記載の内容のとおり、関係法定等に基づきアスベスト飛散防止工事を適正に行ったことを証します。

1　建築物の名称

2　建築物の所在地

3　工事の内容

4　法令等の規定により提出した届出等

5　施工時に適用した基準等

年　　月　　日

報告者　住　　所
施　工　業　者　名　　㊞
主任技術者氏名　　㊞
石綿作業主任者氏名　　㊞
（下請負の場合は会社名　　）

（注1）　3には、除去、封じ込め又は囲い込みの別を記入して下さい。
（注2）　4には、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃棄物処理法」）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（「建設リサイクル法」）、石綿障害予防規則の規定により行った届出等の根拠条項を記入して下さい。
例：○○届（○○法第○条○項）
（注3）　5には、上記法令等及び建築基準法の規定を踏まえて作成された基準等であって、この工事の施工で適用したものを記入して下さい。
例：既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針（2006）

様式第8号(第9条関係)

第　　号
年　　月　　日

申請者
住所
氏名　　様

南アルプス市長　　印

アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付確定通知書

年　　月　　日付けで完了報告のあったアスベスト飛散防止対策事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1　事業の内容

2　補助対象建築物の所在地

3　補助金の確定額
補助金の確定額　　円
補助対象事業費　　円

4　その他
年　　月　　日までに補助金の交付請求書を提出してください。

様式第9号(第10条関係)

年　　月　　日

(あて先)南アルプス市長

申請者　住　　所
氏　　名　　㊞
(法人の場合は担当者名　　)
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業費補助金支払請求書

年　　月　　日付け第　　―　　号で補助金の額の確定を受けたアスベスト飛散防止対策事業について、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により補助金を請求します。

1　事業の内容

2　補助対象建築物の所在地

3　支払請求額　　円

4　支払方法
振込先

金融機関名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義人
	普通・当座		

5　添付書類
(1)　補助金の額の確定通知書の写し

(注1)　1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。
(注2)　記入機関名は本店支店名まで記入して下さい。
(注3)　預金種別は該当するものを〇で囲んで下さい。

様式第９号の２（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

申 請 者　住　所

氏　名　　㊞
（法人の場合は担当者名　　）
電話番号

アスベスト飛散防止対策事業費補助金受領委任払請求書

年　　月　　日付け第　　―　　号で補助金の額の確定を受けたアスベスト飛散防止対策事業について、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第１０条第１項ただし書きの規定により補助金を請求します。

なお、この請求による補助金の受領に係る権限については、次の受任者に委任します。

１　事業の内容

２　補助対象建築物の所在地

３　支払請求額　　円

４　受　任　者　　所　在　地
施工者名
代表者氏名　　㊞

５　振込先

金融機関名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義人
	普通・当座		

６　添付書類

（１）　補助金の額の確定通知書の写し

（注１）　１には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。
（注２）　金融機関名は本店支店名まで記入して下さい。
（注３）　預金種別は該当するものを〇で囲んで下さい。

様式第10号(第11条関係)

第　　号
年　　月　　日

申請者
住所
氏名　　様

南アルプス市長　　印

アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け第　　―　　号で交付決定したアスベスト飛散防止対策事業費補助金については、次の理由により(全部又は一部)の補助金を取消すこととしたので、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

1　事業の内容

2　補助対象建築物の所在地

3　補助金取消額　　円

4　取消しの理由

(教示)
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求することができます。

様式第11号(第12条関係)

第　　号
年　　月　　日

申請者
住　所
氏　名　　様

南アルプス市長　　印

アスベスト飛散防止対策事業補助金返還命令書

年　　月　　日付け第　　―　　号でその(全部又は一部)を取消したアスベスト飛散防止対策事業費補助金については、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第12条の規定により補助金の返還を命じます。

1　事業の内容

2　補助対象建築物の所在地

3　返還金額　　円

4　返還期日　　年　　月　　日

様式第１号（第５条関係）
様式第２号（第５条関係）
様式第３号（第５条関係）
様式第４号（第６条関係）
様式第５号（第６条関係）
様式第６号（第７条関係）
様式第７号（第８条関係）
様式第８号（第９条関係）
様式第９号（第１０条関係）
様式第９号の２（第１０条関係）
様式第１０号（第１１条関係）
様式第１１号（第１２条関係）